

総務財政委員会 令和3年2月26日・3月1日
総務部 資料4番
所管 福祉管理課

大田区積立基金条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

大学等に進学を控えた生徒が進学できるよう、就学支援を図るため、クラウドファンディングによる寄付を財源とした給付型奨学金事業を創設し、入学前の3月に一人15万円を給付する。

本事業に賛同くださる方々の寄付を財源とするため、本条例の基金に「大学等進学応援基金」を追加する。

2 施行日

公布の日とする。

3 使途

大学等へ進学をする区貸付奨学生を対象とした給付型奨学金事業の財源とする。

4 寄付受領方法

納付書、郵便振替、クレジット決済など。

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）新旧対照表

新	旧
○大田区積立基金条例	○大田区積立基金条例
昭和 39 年 4 月 1 日	昭和 39 年 4 月 1 日
条例第 8 号	条例第 8 号
第 1 条から第 7 条まで（略）	第 1 条から第 7 条まで（略）
別表（第 1 条関係）	別表（第 1 条関係）
名称	名称
公共施設整備資金積立基金	公共施設整備資金積立基金
減債基金	減債基金
羽田空港対策積立基金	羽田空港対策積立基金
文化振興基金	文化振興基金
自転車等駐車場整備資金積立基金	自転車等駐車場整備資金積立基金
地域力応援基金	地域力応援基金
福祉事業積立基金	福祉事業積立基金
新空港線整備資金積立基金	新空港線整備資金積立基金
給付型奨学金積立基金（末吉育英基金）	給付型奨学金積立基金（末吉育英基金）
勝海舟基金	勝海舟基金
防災対策基金	防災対策基金
子ども生活応援基金	子ども生活応援基金
大学等進学応援基金	
付 則	
この条例は、公布の日から施行する。	